

にしかつら

主な内容

- 町からのお知らせ P 2
- 町営住宅入居者募集 P 2
- 大型ごみ収集 P 3
- ごみ収集変更 P 5
- その他のお知らせ P 7
- 行事予定・人の動き P11
- フォトニュース P12



町営住宅入居者募集について

1. 申し込み資格

町営住宅の申込者は次の要件のすべてをそなえている方に限ります。

- (1) 世帯を構成している方。
ただし、世帯を構成していなくとも、申し込み時に婚約中で「婚約承諾書」が提出でき、かつ契約時には婚姻後の戸籍謄本、又は結婚届受理証明書を提出できる方は申し込むことができます。
- (2) 住宅に困っていることが明らかな方。
- (3) 日本国籍を有する方、または、日本に永住する資格のある外国人の方。
- (4) 法で定める収入基準にあてはまる方。
- (5) 町税等完納の方

2. 連帯保証人の要件

- (1) 連帯保証人は町内居住者で、現に公営住宅に入居している方、又は予定者は除きます。
(民間住宅・社宅も含む)
- (2) 申込者と同等以上の収入があり、町税完納の方
- (3) 日本国籍を有する方。
- (4) その他。



3. 公営住宅入居資格収入基準

給与所得が1人の場合（参考値）

収入基準	世帯の人数による収入（ ）内は月収			
	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
総収入額	3,511,999円 (292,666円)	3,995,999円 (332,999円)	4,471,999円 (372,666円)	4,947,999円 (412,333円)
所得額 月 額 158,000円 以下	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円

4. 申し込み方法

- (1) 申し込み用紙を建設係で受け取り、建設係に提出してください。
- (2) 提出書類は次のとおりです。
 - ・ 西桂町営住宅入居申込書
 - ・ 所得証明書（所得のある方が2人以上の場合は、それぞれの所得証明が必要）
 - ・ 住宅入居予定の世帯全員の住民票
 - ・ 連帯保証人の所得証明書
 - ・ 婚約者、(同居人)の所得証明書あるいは、無職証明書
 - ・ 完納証明書（納税証明書）前年度分
 - ・ 婚約者の場合は、婚約承諾書

※空室状況等詳細については、建設水道課 建設係までご連絡ください



役場の仕事 Vol.1 紹介します

広報発行業務

今読んでいただいている「広報にしかつら」は毎月第4水曜日に発行されています。表紙と裏表紙がカラーとなっており、12ページ構成です。毎月1,600部を発行し、回覧をとおして町民の皆様にお届けしています。また、多くの方に読んでいただけるようにコンビニなどにも設置しています。

役場トリビア

町広報誌は今月号で425号となりました。町広報誌第1号は昭和30年2月20日に発行されました。57歳です。



第1号の表題です。「公」の字が使われています。



西桂警察官駐在所の 駐在さんを紹介します



平成24年3月27日より
高橋直也さんが赴任しました。
家族（奥さん・長女3歳）

●町民の皆様のご協力のもと、
安全・安心を実感できる西桂町
を目指して頑張っています。

交通災害共済への加入 を忘れていませんか

今年度の交通災害共済の
加入は、もうお済ですか？

交通災害共済には今からでも
加入できますので、家族そ
ろって加入しましょう

交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事
故による災害）にあった場合
に、けが等の被害の程度によ
って見舞金をお支払する相互
救済の制度です。

掛金

年額（ひとり）500円

共済期間

加入日翌日から

平成25年3月31日

見舞金

○死亡100万円

○障害20～30万円

○傷害1～18万円

お申し込み場所

西桂町役場

お問い合わせ

総務課

西桂町要援護家庭等 大型ゴミ収集サービス事業登録について

町では、要援護家庭等の大
型ゴミ収集サービス事業を实
施し、日常生活へ支障を及ぼ
す生活環境の改善を目的し、
町粗大ごみ収集（希望者宅か
ら大型ゴミを収集）いたしま
す。

（費用負担）

1回の利用料は、500円
です。

また、その他、処理困難ごみ
は、有料です。（回覧等でご確
認下さい。）

希望者は、事前に登録が必
要です。

（対象者）

事業の対象者は、町に現に
住所を有する者であって、次
に該当する者です。

- (1) 75歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者
- (2) 75歳以上の高齢者世帯で、いずれかが虚弱な場合
- (3) その他町長が特に必要と認めたもの

（利用の申請及び決定）

事業を利用しようとする者は、「西桂町要援護家庭等大型
ゴミ収集サービス事業利用申
請書」を提出します。

利用を決定した申請者には、
実施時期（次回9月）に、収集



問い合わせ
いきいき健康福祉センター
福祉係

受章おめでとう

ございます



写真 左から小山忠男氏・横内知事・朗子さん

元町議会議員の小山忠男さん（88歳・上町）が、議員として16年間（昭和62年～平成15年）の長きにわたり、識見と手腕を遺憾なく発揮され町政の発展に尽力された功績が認められ、高齢者叙勲の榮譽を受けられました。平成24年3月22日に県庁で行われた叙勲の伝達式に夫妻で出席し、横内知事から「旭日単光章」が伝達されました。

外国人の方の登録制度が変わります

平成24年7月9日に現在の外国人登録制度が廃止となり、外国人住民は日本人と同様に住民基本台帳の適用対象となります。

平成24年7月9日以降の主な変更点

【外国人の方も住民票が作成されます】

短期滞在等を除いた適法に3ヶ月を超えて在留する外国人で、住所を有する方は、日本人と同様に住民票が作成されます。住民票の作成の為、対象となる外国人の方には仮住民票を郵送致しましたので、5月中に記載内容のご確認をお願い致します。記載内容に変更等ある場合は、西桂町役場住民係にご本人様が申し出していただきますようお願い致します。なお、簡体字等は対応する日本の正字になります。

【転入、転出等の手続きが変わります】

①住所に関する届出

他の市区町村に住所を移される際には、現在の住所地に転出届を行い、そこで発行される転出証明書と、在留カードまたは特別永住者証明書を持参した上で新しい住所地で転入届を行う必要があります。

②在留資格の変更等の届出

在留資格の変更や在留期間の更新の手続きは、入国管理局での手続きのみとなり、市区町村役場での手続きが不要になります。

【外国人登録証明書は「在留カード」または「特別永住者証明書」に変わります】

中長期在留者には「在留カード」が、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。現在の外国人登録証明書は一定期間は有効です。切替手続きは以下のとおりです。

①**永住者の方** 平成24年7月9日から3年以内に入国管理局で申請し、「在留カード」へ切替。

②**特別永住者の方** 現在の外国人登録証明書が次回確認基準日まで有効。次回切替時、お住まいの市区町村役場にて「特別永住者証明書」へ切替。

①②**以外の方** 在留資格、期間の変更時に入国管理局にて「在留カード」へ切替。

問い合わせ 税務住民課 住民係

都市計画マスタープラン
景観計画

策定に関する説明会を開催しました。

町では、安心して快適な住みよいまち、自然と調和したうるおいあるまちを目指し、西桂町の土地利用の根幹となる都市計画マスタープランと、美しい街並みや良好な景観形成の根幹となる景観計画の策定を進めております。

計画策定に係る概要等の説明と町民皆様の土地利用等に関するご意見をお聞きするため、これまでに町民や商工業者を対象とした説明会及び意見交換会を開催いたしました。今後、町では意見交換会で拝聴した町民の方の貴重なご意見を参考にし、計画策定を進めて参ります。また、本年10月頃には具体的な計画案をもとに地域懇談会を開催する予定ですので、町民皆様のご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 総務課 企画係

茶道教室

気軽に茶の湯を楽しむことから

始めてみましょう。



挨拶の仕方を学ぶ事で日常に通じる言葉遣いや、挨拶の仕方、仕草がよくなります。茶道という日本の心を楽しく学んでいただく教室です。

講師 牛田すみ恵先生

開催日時 7月4日～10月31日

毎週水曜日(月3回程度)

午後7時30分～9時30分

開催場所 YLO会館

参加費 1千円

申込方法 6月15日(金)までに教育委員会までお申込みください。なお、参加者が6名に達しない場合は開催いたしません。

その他 材料費等については自己負担となります。

お問合せ先 社会教育担当 川村

特設人権相談所
開設のお知らせ

全国一斉「人権の日」の一環として次のとおり特設人権相談所を開設します。

相談は無料、秘密厳守で難しい手続きは必要ありません。

日時 6月1日(金)
午前10時～午後3時

場所 YLO会館

相談員 佐藤 工・奥秋正徳
(西桂町人権擁護委員)

お問い合わせ先 総務課

お知らせ ごみの収集方法の変更について

6月より ごみの収集方法が変わります

変更前

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えないごみ	燃えるごみ	燃えないごみ	燃えるごみ
ごみ種別					
収集地区	全地区	小沼地区	全地区	倉見・下暮地地区	全地区
収集個所	全ゴミステーション	分別用コンテナを設置したゴミステーション	全ゴミステーション	分別用コンテナを設置したゴミステーション	全ゴミステーション

変更後

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃えるごみ	燃えるごみ	燃えないごみ・資源ごみ (アルミ缶・スチール缶・ ビン類・新聞紙・雑誌・ ダンボール・牛乳パック・ ペットボトル)	燃えるごみ	燃えないごみ・資源ごみ (アルミ缶・スチール缶・ ビン類・新聞紙・雑誌・ ダンボール・牛乳パック・ ペットボトル)	燃えるごみ
ごみ種別					
収集地区	全地区	小沼地区	全地区	倉見・下暮地地区	全地区
収集個所	全ゴミステーション	変更前の燃えないごみ 収集個所	全ゴミステーション	変更前の燃えないごみ 収集個所	全ゴミステーション

皆さまのご協力をお願い致します。

お問い合わせ先 産業振興課 環境係

平成24年度から介護保険料が59%上がります

介護保険料が平成23年度と比較して平均59%上がります。これは第1号被保険者の増加、介護給付費の増加、介護報酬の改定、介護保険基金の取り崩し等が要因です。高齢化社会を支える介護保険制度を運営するための財源で、平成26年度までの同じ基準額の保険料になります。

介護保険料の決め方

65歳以上（第1号被保険者）の保険料の額は、介護保険給付にかかる費用の財源のうち **約21%** を65歳以上の人口で割った数値（基準額：5,042円）によって算出されます。この基準額をもとにその人の所得等によって次の6段階に保険料が調整されます。

所得 段階 (保険料算定基準)	対 象 者	新月額保険料	新年額保険料	旧年額保険料
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で 住民税非課税世帯	2,525円	30,300円	19,000円
第2段階 (基準額×0.5)	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	2,525円	30,300円	19,000円
第3段階 (基準額×0.75)	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 第2段階以外の人	3,783円	45,400円	28,500円
第4段階 基 準 額	本人が住民税非課税（世帯には住民税課税者が いる場合）	5,042円	60,500円	38,000円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円 未満	6,300円	75,600円	47,500円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円 以上	7,566円	90,800円	57,000円

保険料の納め方

① 特別徴収：年金の定期支払の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

保険料は6回の分納で、6月、8月は平成24年2月の差引額と同額となります。10月、12月、翌年2月は、前年所得をもとに算出された年間保険料額から4月、6月、8月の保険料額を除いた額が3回に分かれて差し引かれます。

平成24年度は保険料を引き上げたため、**10月から**は年金から差し引かれる金額が大きくなります。ご注意ください。

7月に通知書が送付されますので、金額を確認してください。

② 普通徴収：送付される納付書にもとづき、介護保険料を個別に納めます。

納付書等により直接納めることになります。保険料は6回の分納で、納める月は7月、8月、9月、11月、1月、2月です。7月に納付書を送付いたしますので、役場または金融機関で納めてください。

普通徴収の方は **口座振替** をご利用されると納付手続きが不要となります。

お問い合わせはこちらへ

福祉保健課 介護保険担当

Tel : 0555-25-4000 Fax : 0555-25-3574

E-Mail : kaigo@town.nishikatsura.yamanashi.jp

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付は、
便利な口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて…」、「つい、うっかり…」といった理由でも、納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利・安心・確実な口座振替をお勧めします。口座振替は全国の銀行・郵便局・農協・信用組合・信用金庫・労働金庫でご利用頂けます。

お申込みは、年金事務所や金融機関に備え付けの申請書に、必要事項をご記入の上、希望する金融機関等の窓口にご提出下さい。

お問い合わせ先

大月年金事務所

☎0554(22)3811

「ボランティア養成講座」のお知らせ

地域に住む障害のある子どもたちのことをもっとよく知り、楽しく活動しよう！

さまざまな障害について実習を交えた講座を行います。この機会にボランティアをはじめませんか？

日時および内容

平成24年6月2日(土)

内容…発達障害って？(発達障害のある児童生徒と一緒に活動するために)

感覚障害について(見えにくいとどんな感じ？聞こえにくいとどんな感じ？)

時間

午前9時30分～11時30分

場所

山梨県立ふじくら支援学校

参加費

無料

対象者

富士北麓地域在住の方

申し込み・連絡先

電話またはファックスでお申し込みください。

山梨県立ふじくら支援学校

☎0555(72)5161

FAX0555(72)5164

「ボランティア養成講座」

担当…横谷・飯田

平成24年度「身体障害者巡回相談」実施予定表

【目的】

市町村が実施する身体障害者の更生支援の支援と身体障害者の利便性の向上のために、医学的・心理学的に判定や総合的な相談を県内を巡回して実施し、当該身体障害者の援護を行うことを目的とする。

【相談内容】

- (1)補装具に関すること
- (2)補装具支給に係る医学的判定・適合判定
- (3)就職に関する相談
- (4)その他

【主催】

山梨県障害者相談所

身体障害者相談スタッフ

【担当者】

(障害者相談所)

整形外科判定医・身体障害者福祉司・ケースワーカー

・心理判定員・看護師・義肢装具士

(他機関)

公共職業安定所担当指導官

富士・東部

保健福祉事務所管内

平成24年7月18日(水)

上野原市もみじホール

上野原市上野原3832

☎0554(62)3115
(上野原市障害福祉担当)

平成24年10月31日(水)

大月市総合福祉センター

大月市大月町花咲10

☎0554(23)8031

(大月市障害支援担当)

平成25年2月20日(水)

いきいきプラザ都留

都留市下谷2516・1

☎0554(46)5112

(都留市福祉課)

【相談時間】

午前10時から12時まで

(受付は11時30分まで)

原則予約制(当日は受付順)とする。

境界のトラブル

土地家屋調査士と弁護士が

解決のお手伝いをします

山梨県土地家屋調査士会が山梨県弁護士会の協力を得て、土地の環境問題の解決を支援するセンターを設立しました。境界の専門家と法律の専門家が協力して皆様のご相

談に応じ、公平・円満な形でトラブルの解決を目指すお手伝いをいたします。

例えばこんな時・・・

CASE1

敷地を測量するためお隣と境界の確認をしたところ、境界の認識が食い違っており、トラブルになった。

CASE2

お隣が境界からはみ出してブロック塀を作ってしまった。

CASE3

お隣から「お宅の家の屋根が境界からはみだしている」と苦情を言われた。

お問い合わせ先

境界問題相談センターやまなし

山梨県甲府市国母8・13・30

☎・Fax兼用

055(225)3737

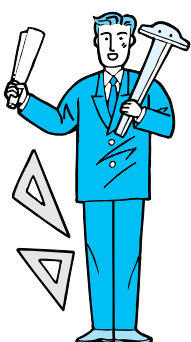
受付時間

月～金 午前9時～12時

午後1時～4時

URL <http://www.yamanashi-cho.sashio.or.jp/>

E-mail adr@yamanashi.or.jp



「障害のある方の生活と自立を支援します」

質問 「家族に障害者がいます。困ったときの相談はどこにすればいいの？」

回答 「障害のある人やその家族の、身近な相談窓口（無料）をご紹介します。
困ったり、悩んでいたら、気軽にご相談ください。」

富士北麓障害者相談支援センター

～障害についての専門知識・技術をもつ相談支援専門員が対応～

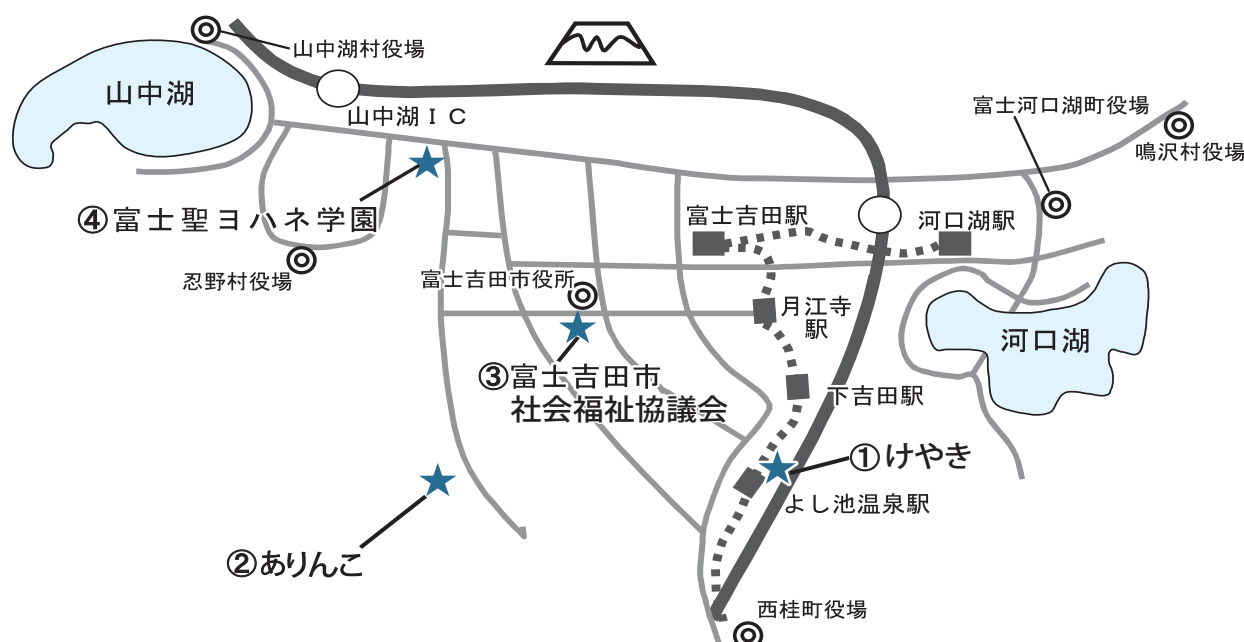
障害のある人やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、富士北麓の6市町村は合同で下記の事業所に障害者相談支援事業を委託しています。

社会福祉の専門的な知識や技術をもつ相談支援専門員が、不安や困ったことについて、情報の提供をしたり、関係機関と連携をとって解決まで支援します。



けやきの家	【相談時間】 午前9時～午後6時 ※12/28～1/3は休み 下吉田 6667 ☎ 24-8862 FAX 24-8863	身体 知的 精神
富士聖 ヨハネ学園	【相談時間】 午前9時～午後5時 ※土日は休み 忍野村忍草 2748 ☎ 23-5155 FAX 23-5157	身体 知的 精神
富士吉田市 社会福祉協議会	【相談時間】 午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日及び12/29～1/3は休み 下吉田 1900-1 ☎ 23-8105 FAX 22-9977	身体 知的 精神
ありんこ	【相談時間】 午前9時～午後6時 ※土日・祝日は休み 大明見 1696 ☎ 22-7217 FAX 22-7218	身体 知的 精神

※電話相談、各センターでの来所相談のほか、家庭訪問も行っています。



夏の「きこえ」と「ことば」の相談会のお知らせ

ろう学校「きこえとことば」の相談支援センター

お子さまの「きこえ」「ことば」のことで不安はありませんか。

少しでも不安のある方は、この機会にご相談ください。専門の教員がご相談に応じます。来校されるのが難しい方は、電話やメールでの相談も受けております。

日時 平成24年7月4日(水)

7月7日(土)

場所 県立ろう学校(山梨市大野1009)

対象 0歳児から大学生まで

相談内容

①「きこえ」と「ことば」に関する悩みの相談

②「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまへのかわり方について

(育児相談)

③「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまの生活や学習について(教育相談)

④聴力測定

⑤補聴器相談

申込方法

事前に電話かFAXで日時

を予約してください(締め切りは6月29日(金)午後5時まで)

★費用は一切かかりません。

★完全個別予約制で秘密は厳守します。

★電話やEメールでの相談も常時受け付けています。ただし、相談期間中はご遠慮ください。

★この相談会はろう学校入学とは関係ありません。

問い合わせ先

ろう学校「きこえとことば」の相談支援センター(手塚)

☎0553(22)1378

FAX0553(22)6419

E-mail sodan@rogakokai.ed.jp

オープンスクール・教育相談会のお知らせ

山梨県立ふじくら支援学校

校では、本年度もオープン

スクールを次のとおり実施いたします。このオープンスクールは、地域の皆様に本校の教育活動を知っていただくため、校内の授業風景などを自由に参観していただくもので

す。

また、当日の午後からは障害のあるお子様の保護者や教育関係の皆様を対象とした「教育相談会」も実施いたします。

多くの方々の来校をお待ちしております。

日時 平成24年6月23日(土)

午前9時30分～10時

校内見学ツアー(希望者のみ)

10時10分～11時45分

授業見学

午後2時15分～

教育相談会(希望者のみ)

場所 山梨県立ふじくら支援学校

その他

(1)校内見学ツアー参加ご希望の方は、当日午前9時20分より受付を行います。授業

見学のための受付は9時45分より行います。

事前の申し込みは不要です。

(2)教育相談会ご希望の方はお

手数ですが事前に左記担当者までご連絡をお願いいた

します。

お問い合わせ先

山梨県立ふじくら支援学校

オープンスクール担当

(芦沢・吉田・大村)

☎0555(72)5161

「法務局なんでも無料相談所」のお知らせ

皆さまが知りたいなりた法務局の事務に関する相談にお答えします

法務局では、登記、戸籍、

供託、訟務、人権擁護及び成年後見登記に関する事務等、

生活に深く関係する事務を取り扱っております。

これらに関する事で、疑問に思っていること、御不明な点、お知りになりたいこと等がございましたら、法務局の職員及び公証人がお答えする相談所を開設いたしますので、御利用ください。

秘密は固く守られます。

日時 平成24年6月17日(日)

午前9時～午後3時

30分まで(予約制)

場所

甲府市丸の内一丁目1番18号

甲府合同庁舎2階会議室

相談内容

●相続・売買・抵当権抹消等の不動産登記、会社等の登記の手続きに関する事

●お年寄りの財産等を守る成年後見制度に関する事

●成年後見登記の手続きや証明書に関する事

●婚姻・離婚・養子縁組・親権等の戸籍に関する事

●帰化等国籍に関する事

●地代・家賃の支払い等の供託に関する事

●子どもに対する「虐待」・「いじめ」、女性に対する「セクハラ」・「DV」、高齢者に対する「虐待」等の人権問題に関する事

●遺言等公正証書作成に関する事

●その他法務局の所掌事務に関する事

主催 甲府地方法務局 共催 山梨県公証人会

その他

登記申請(不動産・商業法人)の手続きについては、インターネットを利用して、申請書様式等、登記に関する情報を入手することができます。

アドレス

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/stric/

又は、検索機能により「法務局ホームページ」を入力し、「登記手続きに関する申請書等の様式について」の該当項目にアクセスしてください。

ご予約及びお問い合わせ先

甲府地方法務局総務課

☎055(252)7151

山梨県からのお知らせ 森林環境税（県民税均等割の超過課税）の導入について ～平成24年4月1日からスタート～

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（**超過課税**）して納めていただきます。

	個 人	法 人																		
納税義務者	●県内に住所がある方 ●県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 前年の合計所得金額が一定額以下等により県民税均等割が非課税の方※には課税されません。	●県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等																		
税 額	年額500円 ●平成24年度から課税	均等割額の5% <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th><th>均等割額</th><th>5%相当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td><td>800,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td><td>540,000円</td><td>27,000円</td></tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td><td>130,000円</td><td>6,500円</td></tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td><td>50,000円</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>1千万円以下等</td><td>20,000円</td><td>1,000円</td></tr> </tbody> </table> ●平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税	資本金等の額	均等割額	5%相当額	50億円超	800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	1千万円以下等	20,000円	1,000円
資本金等の額	均等割額	5%相当額																		
50億円超	800,000円	40,000円																		
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円																		
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円																		
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円																		
1千万円以下等	20,000円	1,000円																		
納税方法	●住民税が給与から特別徴収されている方は、その中に含まれます。 ●それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により納めていただきます。	●法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。																		

※次の方には課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

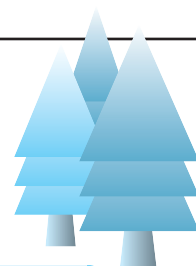
お問い合わせ先

● 税の使いみちに関すること

山梨県森林環境部森林環境総務課
T E L : 055-223-1634
F A X : 055-223-1636
Eメール : sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

● 税の仕組みに関すること

山梨県総務部税務課
T E L : 055-223-1387
F A X : 055-223-1390
Eメール : zeimu@pref.yamanashi.lg.jp



人口と世帯

平成24年5月1日現在

男	2,286人 (-8)
女	2,373人 (-5)
合計	4,667人 (-13)
世帯	1,519世帯 (+4)

慶 弔

おめでた (誕生)

柿園 勝 侯 希 咲
保護者 裕也

おしあわせに (婚姻)

権守 燕 萍 学
中 柿 国 園

おくやみ (死亡)

本町 板垣 しずる 親族
下暮地 前田 喜代子 重夫
上町 武藤 信 正和
柿園 高尾 清 角野進
下暮地 赤野 三郎 辰男
上町 志村 きよ 朝春

4月届出

6月・7月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6月の納税 ●町県民税 1期					6月 1 ●特設人権相談所 am10:00~pm3:00 (YLO会館) ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	2
3 ●町民ソフトバレー大会 (中学校体育館)	4	5 ●マタニティクラス① am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	6 ●子育てセミナー① 「虫歯予防教室」 am10:30~12:00 (いきいき健康福祉センター)	7	8 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	9 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館子どもまつり
特定健診 (7月1日・2日) 申込期間 6月4日(月)から8日(金)まで						
10 ●粗大ごみ収集 am9:00~12:00 pm1:00~3:00 (尾尻町有地)	11	12 ●マタニティクラス② am10:00~13:00 (いきいき健康福祉センター)	13 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	14	15 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	16 ●なんでも相談所 am1:30~3:30 (ふれあいサロン三ツ峠)
17	18	19 ●マタニティクラス③ am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	20 ●3歳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	21 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	22 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	23 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業
24	25	26 ●マタニティクラス④ am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	27 ●乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	28 ●5歳児健診相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	29 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	30
7月 1 ●特定健診及び各種がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	2 ●特定健診及び各種がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	3 ●両親学級 pm7:30~9:30 (いきいき健康福祉センター)	4	5 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	6 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	7 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
8	9	10	11 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	12	13 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	14

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015
E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

フオトニュース



児童館



「風船バレーボールあそび」

4月14日(土)、風船バレーボールあそびを行いました。ルールを自分達で決めると、審判や採点つけも進んで行ってくれ試合開始！チーム対抗でのリーグ戦にすると、とても盛り上がり白熱する姿が見られました。



母親クラブ

4月20(金)

新しく入ったお友達も多く、みんなで自己紹介をしました。また、子供の手形足形をアルバムにとつたので、この1年間の成長がまた楽しみです☆

6月15(金) YLO2階10時～

親子で七夕飾りを作ります。簡単に作れるので、願い事を考えたり、お話ししながら楽しみましょう。新しいお友達もたくさん増えて和やかな雰囲気で作っているの、ぜひ遊びに来てください(^^)

子育て支援センターよりお知らせ



	日付	時間	講師	持ち物	その他
① 土曜日開放日	6月2日(土)	午前10:00～12:00			普段仕事で利用できないお父さん方もたまには、一緒に遊びましょう！
② お話の会	6月4日(月)	午前10:30～11:00			スタッフによる手遊びや絵本の読み聞かせを行います。
③ 4・5・6月合同誕生会	6月8日(金)	午前10:30～11:30			参加者の方は、前日までに連絡ください。 (4・5・6月生まれのお子様) ※お誕生児のお友達を皆でお祝いして楽しみませんか？
④ 親子フィットネス	6月13日(月)	午前10:00～11:30	浜田純一	タオル・飲物	
⑤ リトミック遊び	6月20日(水)	午前10:30～11:00			音楽に合わせて親子でリトミック遊びを楽しみましょう！
⑥ 赤ちゃん広場	6月22日(金)	午後1:15～3:00			1歳未満のお子さんと保護者 ※たまには、息抜きをしながらお話しませんか？
⑦ “お弁当を持って散歩しよう”に参加しましょう！	6月26日(火)	午前10:15～		簡単なお弁当・飲物・着替え・シートなど必要の方は、ベビーカーをご用意ください。	雨天でも保育所の遊戯室でお弁当を食べますのでご用意ください。

たくさんの絵本を親子で
楽しんでみては、いかがですか？

- 絵本の貸出日 … 毎週月曜日
- 返却日 … 2日後の水曜日

● お手数ですが支援センタースタッフまで御返却お願い致します。また、毎週月曜日の行事予定のない日には、午前10時30分頃よりスタッフによる絵本の読み聞かせをしています。